

無理やりマイナ保険証を作らなくても大丈夫！

「資格確認書」がマイナ保険証を持たない人全員に発行されます！

動画も見てね！

No.1



まだ間に合う！

マイナ保険証の取得は「個人の自由（任意）」であって、無理やり取得する必要はありません。

仮に保険証が廃止になったとしても、マイナ保険証を持たない人に発行される予定の「資格確認書」があれば、今までと同じように医療機関にかかることができます。

そもそも莫大なお金や手間をかけて「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を新たに発行しなくても、「**今の保険証を残せば何の問題もない**」のです！



現行の健康保険証を残してください 資格情報

資格確認

政府は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

しかし、国民健康保険（国保）と国民健康保険法による、マイナンバーカードでの申請によるトラブルが相次ぎ、多くの国民が不安を抱えています。

また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は国民健康保険から選ばれる結果となり、国民健康保険の負担が下りていない国民の収入と負担がかわります。

国民も、国保も、長期間も認めないマイナンバーカードの一本化は仕方ないため、現行の健康保険証を残してください。

資格事項

一、現行の健康保険証を残してください

氏名	性別	生年月日	資格

※この表は、提出した時点で最新のデータに基づいており、提出後、変更や削除が行われる場合があります。

※この表は、提出した時点で最新のデータに基づいており、提出後、変更や削除が行われる場合があります。

オンライン署名はこちらから

保険証を残すため、皆さんの署名等への参加を呼びかけます

「健康保険証の存続」は、お医者さんなどで組織する「医労連」「保団連」等の団体も強く求めています。新聞各社も一致して「保険証廃止は反対」。こうした世論を追い風に、保険証廃止を中止・撤回させることは十分可能です！3～5月に取り組む署名へのご協力をお願いします。たくさんの方の署名を積み上げて、政府の方針を転換させましょう！

東京土建国保の保険証の扱いについて(国保組合より)

東京土建国保組合では、健康保険証廃止が強行された場合にも、被保険者の皆さんが安心して医療にかかれるよう、下記取扱を行う予定にしています。

今回お渡しした保険証は、有効期限まで使用できます

今回お渡しした保険証に記載されている有効期限(2025年3月31日※)まで、これまでどおりご使用ください。12月2日以降、来年3月まで新たな書面(資格確認書など)をお渡しすることはありません。

※年度内に後期高齢者医療制度に移行される方等は有効期限が異なる場合があります。

2024年12月2日以降(予定)に加入する家族の保険証、住所変更などによる保険証の書き替え・再交付は、以下の取扱いとなります

一人ひとりのマイナ保険証の取得状況に応じて、保険証の代わりとなる書類を発行します。今年12月2日以降も、住所・氏名等に変更があった場合は、これまでどおり国保組合(窓口は所属支部)への届出が必要です。

マイナ保険証あり	新たに発行するもの
マイナ保険証なし	資格情報のお知らせ
	資格確認書

Q. マイナ保険証を作らないと来年4月以降は病院にかかれないのですか？

A. 「資格確認書」が発行され、これまでどおり病院にかかれます。

マイナ保険証を持っていない方には、来年3月の交付会で、申請なしで「資格確認書」をお渡しします。「資格確認書」は今までの保険証と同等に使えますのでご安心ください。